

意匠



意匠制度とは、物品の意匠(デザイン)を保護し、創作を奨励することにより、産業の発展を目指すものです。

デザインを保護する意匠制度

◆ 意匠制度はデザインの創作を奨励するもの

皆さんの身の周りには、実にたくさんの「**デザイン**」が存在しています。例えば、皆さんが持っている筆箱や、その中にあるボールペンはデザインされたものですし、通学に使っているバスや自転車等もデザインされたものです。さらには、皆さんが普段口にしてのお菓子の形もデザインです。

デザインは、物のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を探求し、商品の価値を高めるものですから、身の周りの道具類のほとんどはデザインされたものだと言えるでしょう。

デザインは、実物を目にすれば誰でも簡単に真似ができてしまうため、新しく創作したデザインを創作者の財産として保護することがとても重要です。

このデザインを保護することを通じて新しいデザインの創作を奨励し、これにより優れたデザインを持つ製品を増やし、国民生活を豊かにすることを目的とする仕組みが、意匠制度です。

意匠制度においてデザインは「**意匠**」と定義されており、出願、審査等を経て特許庁に登録された意匠は、登録から20年の間保護されます。なお、意匠法では第1条において、意匠制度の目的を、「**意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする**」と規定しています。

意匠制度で保護されているデザインの例



ステレオヘッドホンMDR-XB900
(意匠登録第1394079号、他)



アニマルラバーバンド(輪ゴム)
(意匠登録第1397477号、他)



新幹線500系
(意匠登録第994835号)

意匠制度について

◆ 意匠登録を受けられるデザインとは

特許制度と同様に、意匠制度でも、一般的な意味でのデザインが全て保護の対象となるわけではありません。意匠法で定義された「意匠」に当てはまる必要があります。かつ、工業上利用できるといった登録要件を充たさなければなりません。

例えば、意匠法上の「意匠」とされるためには、「物品」のデザインである必要があります。このため、不動産である建築物や花火などは保護の対象外となっています。

また、意匠制度は、産業の発達を目的に定められている制度なので、工業上利用できることなどが登録の要件とされています。例えば、量産できないもの（盆栽や観葉植物）や著作物（絵画や彫刻）は保護の対象外です。

意匠法上の意匠(デザイン)

1. 物品と認められるもの（建築物、花火、噴水等は×）
2. 物品自体の形態（ナプキンをたたんで創った花は、ナプキン自体の形態とは認められない）
3. 視覚に訴えるもの
4. 視覚を通じて美感を起こさせるもの
（「美感」とは、美しさを要求するものではなく、視覚に訴える物品の形態）

意匠の登録要件

1. 工業上利用できるもの（量産できないものや純粋美術は×）
2. 新しいデザインであること（新規性）
3. 容易に創作されたものでないこと（創作非容易性）
4. 公序良俗に反しないこと
5. 先に出願された意匠がないこと 等

大ヒット商品のデザイン

世界中で大ヒットしている商品は、機能面だけでなく、デザインも優れている場合が多くあります。アップル社のiPhoneもそのうちの一つです。

iPhoneを製造・販売しているアップル社は米国の企業ですが、日本の特許庁にも出願して意匠権を取得しています。このように、他の国で販売する場合には、それぞれの国で意匠権を取得し、デザインを保護することも可能です。

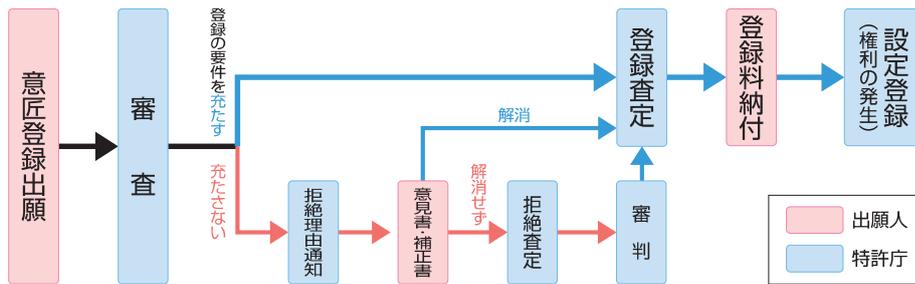


◆ 意匠権を取得するためには

意匠権を取得するためには、特許庁への出願手

続が必要です。意匠権の出願から登録までの流れは、特許の場合とほぼ同様であり、下図の通りとなります。

意匠登録出願から登録までの流れ



意匠登録証の例



意匠の図面

意匠制度では、出願の際に意匠を記載した「図面」の提出が必要です。

意匠出願の際に提出する図面には、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図の6種の図をもって意匠を表します。また、これらで意匠が十分に表現できないときは、展開図、断面図、斜視図などを加えることも認められています。

株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント「PlayStation® Vita」の意匠画面



意匠登録第1439440号

コラム

特殊な意匠登録

意匠制度には、物品の部品に係る意匠を保護する「**部分意匠制度**」、製品の開発途中で生じたバリエーションの意匠を保護する「**関連意匠制度**」、セットものの意匠を保護する「**組物の意匠**」

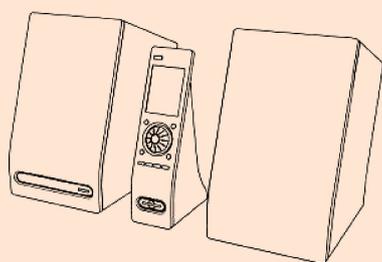
といった、特殊な意匠登録の方法があります。また、企業戦略上の理由等で秘密にしておきたい意匠については、図面などの権利内容を一定期間秘密にできる「**秘密意匠制度**」があります。」

部分意匠の例



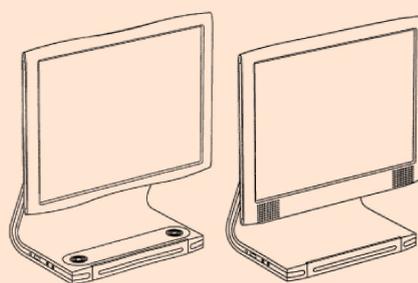
ボトル(中央のくびれが部分意匠)
意匠登録第1329280号
※ミネラルウォーター「いろはす」の
パッケージを権利化したもの

組物の意匠の例



パナソニック
一組のオーディオ機器セット
意匠登録第1329394号

関連意匠の例



ディスプレイ機付き電子計算機用演算制御機
(左が本意匠、右が関連意匠)
意匠登録第1075393号(左)、第1075674号(右)

パテントコンテスト・
デザインパテントコンテスト
特許権・意匠権を取得しよう!

文部科学省、特許庁、日本弁理士会、工業所有権情報・研修館では、毎年、高校生、高等専門学校生及び大学等の学生を対象とした、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストを開催しています。このコンテストでは、応募された発明・デザインのうち優秀なものを出願支援対象として選考し、表彰します。表彰された応募者は、実際に特許庁に出願することで、特許権・意匠権の取得までの手続を実体験することができます。また、出願の際には、弁理士のアドバイスや出願等に必要経費の支援を受けることができます。

これまで数多くの学生・生徒が特許権・意匠権を取得しており、中には実際に製品化されたものもあります。

受賞
作品例

平成22年度
デザインパテントコンテスト
「椅子」

ネジや釘を使用しないため、組み立て・分解が簡単な椅子。各構成片の形状・寸法が似ているので、重ね合わせてスペースを取らずに収納することができます。

(意匠登録第1429104号)

